

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-104
処分の種類	督促手数料及び延滞金				
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第110条第4項				
処分の概要	<p>施行者は、督促状の送付に要する費用を勘案して、督促手数料及び年10.75%の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p>				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第110条第4項</p> <p>施行者は、組合施行の施行者は定款で定めるところにより、区画整理会社施行の施行者は基準で定めるところにより、地方公共団体の施行者は施行規定で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して督促手数料の額の限度以下の督促手数料及び年10.75%の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p>				
基準の制定根拠	-				